【書類名】　　明細書
【発明の名称】　広告宣伝用走行装置
【技術分野】
【０００１】
本発明は、広告宣伝用走行装置に関する。
【背景技術】
【０００２】
特許文献１には、従来の広告宣伝用バイクが記載されている。この広告宣伝用バイクは、バイク本体の後部に所定長さの竿が立てられ、この竿の上端部に広告旗又は看板が取り付けられている。この特許文献１の広告宣伝用バイクを使用すれば、例えば、デリバリー中に広告宣伝を行うことができる。
【先行技術文献】
【特許文献】
【０００３】
【特許文献１】　実用新案登録第３１８４２８７号公報
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【０００４】
しかしながら、上記特許文献１記載の広告宣伝用バイクは、竿の上端部に広告旗又は看板が取り付けられているだけに過ぎず、広告旗又は看板が歩行者等の視覚から外れた位置にある上に、仮に広告旗等に気付いても、広告旗等に表示された内容が認識できず、適切な広告・宣伝効果が得られないという問題がある。
【０００５】
本発明は、上記事情に鑑みてなされ、走行中に、周囲の者に対して、広告・宣伝を効果的に行うことができる広告宣伝用走行装置を提供することを目的とする。
【課題を解決するための手段】
【０００６】
本発明に係る一態様の広告宣伝用走行装置は、運転席を有し、複数の車輪によって前方向に走行可能な走行体と、前記走行体において前記運転席よりも後方の部分から起立した一対の側壁部の各々に設置され、表示面の向く方向が、前記前方向に対して直交しかつ互いに反対方向を向く一対のディスプレイと、を備える。
【０００７】
本発明に係る広告宣伝用走行装置では、上記態様において、前記走行体は、三つの車輪を有しかつ駆動輪がモータ駆動である電動トライクであることが好ましい。
【０００８】
本発明に係る広告宣伝用走行装置では、上記態様において、前記ディスプレイに対して給電する給電装置を更に備え、前記給電装置は、太陽電池モジュールを有することが好ましい。
【０００９】
本実施形態に係る広告宣伝用走行装置では、上記態様において、前記走行体における前記運転席よりも後方の部分に搭載されると共に前記一対の側壁部を含むコンテナを更に備え、前記コンテナは、天壁部と後壁部とでなす出隅部が、後方にいくに従って下方向にいくように、前記天壁部に対して傾斜しており、前記太陽電池モジュールは、前記天壁部から前記出隅部まで延びるように取り付けられていることが好ましい。

【００１０】
本発明に係る広告宣伝用走行装置では、上記態様において、前記一対の側壁部の各々は、前記ディスプレイの表示面に合わせた開口部と、前記開口部を閉塞する透明板と、を有し、前記ディスプレイは、前記表示面が前記透明板の裏面に対向するように設置されていることが好ましい。
【発明の効果】
【００１１】
本発明に係る上記態様の広告宣伝用走行装置は、走行中に、周囲の者に対して、広告・宣伝を効果的に行うことができる、という利点がある。
【図面の簡単な説明】
【００１２】
【図１】図１は、本発明に係る一実施形態の広告宣伝用走行装置の側面図である。
【図２】図２は、同上の広告宣伝用走行装置の後方から見た斜視図である。
【図３】図３は、同上の広告宣伝用走行装置のコンテナの側壁部の、前後方向に直交する面での断面図である。
【図４】図４は、同上の広告宣伝用走行装置のブロック図である。
【発明を実施するための形態】
【００１３】
＜実施形態＞
（１）全体
本実施形態に係る広告宣伝用走行装置１は、図１に示すように、走行面Ｒ１を前方向に走行可能な走行体２と、コンテナ３と、一対のディスプレイ４と、制御装置５（図４）と、給電装置６と、を備える。一対のディスプレイ４の表示面４１は、前方向に対して直交しかつに互いに反対方向を向く。
【００１４】
このように、広告宣伝用走行装置１は、進行方向（前方向）に対して直交しかつ互いに反対方向に向く表示面４１で画像（動画像を含む）を表示させながら、移動することができるため、例えば、画像として、宣伝・広告の画像を表示することで、歩道を歩行する者、車道を走行する車両や駐車場に停車する車両に搭乗する者等に対して、効果的に訴求をすることができる。
【００１５】
広告宣伝用走行装置１は、単なる移動手段としての利用のほか、例えば、出前、宅配、郵便等の配送サービスにも利用することができる。これによって、広告宣伝用走行装置１の所有者が訴求したい物品又は／及びブランド、あるいは、広告主から依頼を受けて訴求する物品又は／及びブランドについての宣伝・広告を、物品を配送しながら行うことができる。
【００１６】
ここでいう「走行面Ｒ１」とは、走行体２が走行し得る面を意味する。走行面Ｒ１としては、例えば、路面、地面、フロア面、線路等が挙げられる。また、走行面Ｒ１は、平面又は凹凸面のいずれであってもよい。また、走行面Ｒ１は、水平面又は勾配を有する面のいずれであってもよいが、本明細書では、説明の便宜上、水平面であるとして説明する。
【００１７】
また「表示面４１」とは、ディスプレイ４において、文字や図形等の出力画像が表示される領域を意味し、ベゼルを有するディスプレイ４の場合、ベゼルに囲まれた領域を指す。

表示面４１は、平面のほか、凹面であってもよい。
【００１８】
また、本明細書でいう「画像」は、静止画及び動画像（映像）のいずれも含む。
【００１９】
以下、本実施形態に係る広告宣伝用走行装置１について、詳細に説明する。
【００２０】
（２）走行体
走行体２は、複数の車輪２１によって、少なくとも前方向に沿って、走行面Ｒ１上を走行可能な乗り物である。走行体２は、運転席２６を有しており、搭乗者が搭乗することができる。走行体２は、前方向に沿って移動し得るが、後方向に沿って移動することもできる。ここでは、通常の進行方向を「前方向」として定義し、その反対方向を「後方向」として定義する。
【００２１】
走行体２は、２輪、３輪又は４輪のいずれであってもよいが、小回りが利き、かつ低速走行での安定性の観点から、３輪であることが好ましい。また、走行体２の駆動源は、人力であってもよいが、例えば、モータ（電動機）、エンジン、油圧モータ、エアモータ、水素燃料エンジン等であってもよい。駆動源の動力源としては、特に制限はなく、例えば、電気、ガソリン、水素、天然ガス、石炭等が挙げられる。
【００２２】
本実施形態では、走行体２として、電気を動力源とするモータ（電力源）で車輪２１を駆動する（要するに、モータ駆動である）電動トライクが用いられる。走行体として、電動トライクを用いることで、排気ガスの排出がなく、環境への負荷を減らすことはもちろん、宣伝･広告を行う対象の物品やブランドのイメージを損なうのを防ぐことができるし、よりクリーンなイメージを与えることができる。また、駆動源がモータであるため、騒音がなく、宣伝･広告を行う対象の物品やブランドのイメージを損なわないようにできるし、また、宣伝・広告の映像と共に流れる音を周囲の人に効果的に伝えることができる。
【００２３】
走行体２は、図１に示すように、複数の車輪２１と、車体２２と、駆動機構２３と、屋根２４と、ハンドル２５と、を備える。
【００２４】
車輪２１は、走行面Ｒ１上に車体２２を支持する。本実施形態では、車輪２１は三つあり、前輪は従動輪（非駆動輪）であり、二つの後輪は駆動輪である。駆動輪は、駆動機構２３に連結されている。本実施形態では、三つのうちの後ろ二つの車輪２１が駆動輪であるが、前輪が駆動輪であってもよい。
【００２５】
車体２２は、車輪２１によって支持される構造体である。車体２２は、運転席２６が設けられた前側車体２２１と、ディスプレイ４が設けられた後側車体２２２と、を備える。前側車体２２１は、後側車体２２２に対して、前後方向に沿う回転軸Ｘ１を中心に回転可能に連結されている。これによって、例えば、搭乗者がハンドル２５を操作し、左右方向のいずれかに旋回しようとすると、前側車体２２１が走行面Ｒ１に対して当該方向に傾く。この結果、走行体２は、左右方向のいずれかに旋回することができる。
【００２６】
駆動機構２３は、駆動輪に対して、動力的に連結されている。駆動機構２３の駆動源は、上述したように、モータである。駆動機構２３は、後側車体２２２に搭載されている。特

に図示しないが、モータから出力された回転力は、例えば、減速機、シャフト、トランスミッション等を伝って、一対の駆動輪に伝達される。

【００２７】

屋根２４は、運転席２６を覆う。屋根２４は、前側車体２２１の後端部から立ち上げられた柱体２４１と、前側車体２２１の前端部との間に掛け渡されている。屋根２４は、前方向にいくほど下方向にいくように、走行面Ｒ１に対して傾斜している。屋根２４は、外側に膨らむ曲面状に形成されている。屋根２４は、前方の一部が透明であり、搭乗者の視界を遮らないように構成されている。なお、屋根２４の全体が透明板３３２で構成されてもよい。

【００２８】

ハンドル２５は、走行体２の進行方向を操縦するための握りである。ハンドル２５は、前輪を支持するフロントホーク２５１に連結されており、ハンドル２５を操作することで、フロントホーク２５１のコラムの中心軸を中心にして、前輪を回転させることができる。

【００２９】

（３）コンテナ

コンテナ３は、走行体２における運転席２６よりも後方の部分（ここでは後側車体２２２）に搭載され、内部に収納スペースを有する。コンテナ３は、図１に示すように、天壁部３４と後壁部３２とでなす出隅部３５が、後方向にいくに従って下方向にいくように、天壁部３４の上面に対して傾斜している。具体的には、出隅部３５は、側面視曲面状に形成されている。コンテナ３は、前壁部３１と、後壁部３２と、一対の側壁部３３と、天壁部３４と、底壁部（不図示）と、上述の出隅部３５と、を備える。

【００３０】

前壁部３１は、コンテナ３において前面の壁面をなす部分である。前壁部３１は、前後方向に略直交する。後壁部３２は、コンテナ３において後面の壁面をなす部分である。後壁部３２は、前後方向に略直交しており、前壁部３１に対して略平行である。後壁部３２は、図２に示すように、収納開口３２１と、当該収納開口３２１を開閉可能に閉じる扉３２２と、を有する。収納開口３２１は、後壁部３２を貫通しており、収納開口３２１を通して、物品をコンテナ３内に収納したり、物品をコンテナ３から出したりすることができる。

【００３１】

コンテナ３の内部には、後述の制御装置５が収納されている。制御装置５は、例えば、コンテナ３の収納開口３２１の近傍に設置されており、ディスプレイ４に表示させる画像を操作する際に操作しやすい位置に配置されている。

【００３２】

側壁部３３は、図１に示すように、後側車体２２２から起立しており、前後方向に沿っている（要するに、左右方向に直交している）。一対の側壁部３３は、互いに略平行である。各側壁部３３は、図３に示すように、ディスプレイ４の表示面４１に合わせて開口した開口部３３１と、開口部３３１を閉塞する透明板３３２と、を備える。

【００３３】

開口部３３１は、側壁部３３を貫通している。開口部３３１は、略矩形状（正方形を含む）に形成されている。ただし、本発明では、開口部３３１は矩形状に制限されず、例えば、円形状、五角形状、三角形等に形成されてもよい。

【００３４】

透明板３３２は、開口部３３１を閉塞し、開口部３３１の開口周縁が水密状態に保たれ

る。したがって、開口部３３１と透明板３３２との間から、雨水が浸入することが防止される。開口部３３１の開口周縁と透明板３３２とは、例えば、嵌め込み、パッキン（乾式／湿式）、コーキング、ラビリンス構造等により水密状態が保たれる。

【００３５】

この透明板３３２の裏面（コンテナ３の内部側の面）には、図３に示すように、ディスプレイ４の表示面４１が対向している。透明板３３２とディスプレイ４の表示面４１とは、近接していることが好ましく、接触していることがより好ましい。ディスプレイ４は、側壁部３３の裏面（コンテナ３の内部側の面）に対して、例えば、断面クランク状の固定具３３３によって取り付けられている。側壁部３３とディスプレイ４との取付けは、断面クランク状の固定具３３３に限らず、例えば、接着、吊り下げ、ねじ止め、ピン止め等によって実現されてもよい。

【００３６】

透明板３３２としては、特に制限はなく、例えば、アクリル板、ポリカーボネート板、ガラス板、塩化ビニル板、ＰＥＴ（polyethylene terephthalate）等が挙げられる。本実施形態では、アクリル板が用いられる。ここでいう「透明」とは、透明板３３２が、当該透明板３３２を通してディスプレイ４の表示が見える程度の透過率を有することを意味する。本実施形態では、例えば、透過率が５％以上であれば「透明」であり、いわゆる半透明な素材も「透明」の範疇である。ただし、透明板３３２としては、透過率が高いほど視認性が高いため好ましい。

【００３７】

天壁部３４は、コンテナ３の上面を構成する。天壁部３４は、水平面に沿っており、上方を向く。天壁部３４及び出隅部３５には、後述の太陽電池モジュール６２が取り付けられている。コンテナ３の天壁部３４と後壁部３２とでなす出隅部３５が、天面部３４に対して傾斜しているため、歩行者等に対して、太陽電池モジュール６２の存在を視認させることができる。これによって、広告宣伝用走行装置１に対して、歩行者等はクリーンなイメージを持ち、この結果、宣伝・広告を行う対象の物品やブランドに対するイメージを向上させることができる。

【００３８】

（４）ディスプレイ

ディスプレイ４は、制御装置５の出力として、例えば、図形、文字等を表示面４１に表示させる装置である。ディスプレイ４の表示面４１の向く方向は、図１に示すように、前後方向に対して直交し、かつコンテナ３の内側から外側に向かう方向である。したがって、一対のディスプレイ４は、互いに反対方向を向いている。本明細書では、進行方向に対して左側にあるディスプレイ４を「第一ディスプレイ４Ａ」といい、右側にあるディスプレイ４を「第二ディスプレイ４Ｂ」という場合がある。

【００３９】

ここでいう「表示面４１の向く方向」とは、表示面４１の法線のうちの表示面４１の中心（図心）を通る法線に沿った方向を意味する。ただし、本発明において「一対のディスプレイ４が互いに反対方向を向く」とは、厳密な意味で「反対方向」を意味するのではなく、走行体２の進行方向に対して両側にいる者が、各ディスプレイ４を視認できる向きで設置されていればよい。一対のディスプレイ４の表示面４１の向く方向同士のなす角が、１８０°でなくてもよく、例えば、１８０°±２０°であっても、「一対のディスプレイ４が互いに反対方向を向く」範疇である。

【００４０】

ディスプレイ４としては、特に制限はなく、例えば、液晶ディスプレイ、有機ＥＬディスプレイ、プラズマディスプレイ、ブラウン管等が挙げられる。ディスプレイ４の表示面４１の大きさは、特に制限はないが、例えば、４０インチ以上が好ましく、より好ましくは、５０インチ以上であり、更に好ましくは５５インチである。

【００４１】

ディスプレイ４の表示面４１の高さは、走行面Ｒ１と表示面４１の下端との間の寸法が３００ｍｍ以上であることが好ましく、より好ましくは、４００ｍｍ以上であり、更に好ましくは４５０ｍｍ以上である。一方、走行面Ｒ１と表示面４１の上端との間の寸法は、２０００ｍｍ以下であることが好ましく、より好ましくは１９００ｍｍであり、更に好ましくは１８５０ｍｍである。これによって、周囲にいる歩行者等の目線に対し、ディスプレイ４の表示面４１を適切な位置に配置することができ、効果的な宣伝・広告を行うことができる。

【００４２】

（５）制御装置

制御装置５は、ディスプレイ４の表示を制御する。制御装置５は、１以上のプロセッサ及び１以上のメモリを有するマイクロコントローラを主構成とするコンピュータにより構成される。制御装置５の各種機能は、マイクロコントローラのメモリに記録されたプログラムを、マイクロコントローラのプロセッサが実行することにより実現される。プログラムはメモリに予め記録されていてもよいし、メモリカード等の非一時的記録媒体に記録されて提供されてもよい。

【００４３】

制御装置５は、図４に示すように、画像入力部５１と、画像制御部５２と、音声制御部５３と、を備える。

【００４４】

画像入力部５１は、ディスプレイ４に表示される画像データを制御装置５に入力する入力インターフェースである。画像入力部５１は、例えば、記録媒体に記録された画像データを入力するものであってもよいし、インターネットを介して有線又は無線により受信した画像データを入力するものであってもよい。画像入力部５１としては、特に制限はなく、例えば、ＨＤＭＩ（登録商標）、ＵＳＢ端子、ＬＡＮ端子、ＳＤ－ＳＤＩ、ＨＤ（１．５Ｇ）－ＳＤＩ、３Ｇ－ＳＤＩ、６Ｇ－ＳＤＩ、１２Ｇ－ＳＤＩ、Ｂｌｕｅｔｏｏｔｈ（登録商標）受信機、Ｗｉ－Ｆｉ（登録商標）受信機、ＳＤカードリーダ等が挙げられる。

【００４５】

画像制御部５２は、画像入力部５１に入力された画像データを用いて、ディスプレイ４に画像を表示させる。画像制御部５２は、本実施形態では、第一ディスプレイ４Ａと第二ディスプレイ４Ｂとで同じ画像を表示させるが、互いに異なる画像を表示させてもよい。

【００４６】

また、画像制御部５２は、一のディスプレイ４において分割して複数の画像を表示させることができてもよいし、一の画像の中に他の画像を表示させる、いわゆるピクチャ・イン・ピクチャを実行することができてもよい。

【００４７】

また、画像制御部５２は、広告宣伝用走行装置１に明るさセンサを設け、明るさセンサから得た電気信号に基づいて、画像の輝度、明度又は／及び彩度を調整するように制御してもよい。例えば、画像制御部５２は、昼間に走行する際、高輝度に調整し、夜間に走行する際、低輝度に調整するように制御する。

【００４８】
音声制御部５３は、ディスプレイ４の表示に合わせて音声を出力するように、スピーカ７を制御する。音声制御部５３は、画像入力部５１に入力された画像データに記録された音声データを抽出し、画像制御部５２と協働して、画像に合わせて音声を出力する。
【００４９】
音声制御部５３は、画像入力部５１に入力された画像データに対して音声データが記録されていない場合には、音声の出力をしなくてもよいが、別途、メモリやインターネットを介して取得した音声データに基づいて音声の出力を行ってもよい。本明細書でいう「音声」には、例えば、音楽、人の声、機械音、衝撃音、動物の鳴き声、虫の音等、種々の音が含まれる。
【００５０】
スピーカ７は、図１に示すように、各側壁部３３においてディスプレイ４の下方（ディスプレイ４と車体２２との間）に設置されている。スピーカ７は、防水仕様であることが好ましい。
【００５１】
（６）給電装置
給電装置６は、制御装置５及びディスプレイ４に対して給電する。また、給電装置６は、駆動輪を駆動するモータに対しても電力を供給することができる。給電装置６は、図４に示すように、バッテリ６１と、太陽電池モジュール６２と、を備える。
【００５２】
バッテリ６１は、外部から得た電気的エネルギーを蓄え、必要に応じて、起電力として取り出す装置である。バッテリ６１は、車体２２に設置されていてもよいし、コンテナ３内に設置されてもよい。また、バッテリ６１は、走行体２のバッテリと共用してもよいし、個別に用いられてもよい。言い換えると、バッテリ６１は、モータとディスプレイ４との両方に対して電力を供給するように構成されてもよい。バッテリ６１は、充電する際、広告宣伝用走行装置１から取り外してもよいし、走行体２に設けられた充電プラグを用いた給電によって充電されてもよい。なお、走行体２の給電プラグは、図１の符号８の内部に収納されており、引き出して使用することができる。
【００５３】
太陽電池モジュール６２は、バッテリ６１、制御装置５、ディスプレイ４、又は／及び走行体２に対して電力を供給する。「走行体２に対して電力を供給する」とは、本実施形態では、走行体２のバッテリに給電することを意味する。このため、太陽電池モジュール６２は、モータに対して電力を供給することができる。太陽電池モジュール６２は、パネル状に形成されており、図２に示すように、コンテナ３の天壁部３４の上面（天面）に沿って設置されている。これによって、広告宣伝用走行装置１の走行中にも、バッテリ６１を充電したり、ディスプレイ４に給電したりすることができ、バッテリ６１の省電力化を図ることができ、走行中にバッテリ６１の電圧が低下してディスプレイ４が表示できなくなるのを防ぐことができる。
【００５４】
また、太陽電池モジュール６２は、図２に示すように、天壁部３４から出隅部３５にかけて設けられている。このため、歩行者は、広告宣伝用走行装置１の後方から、太陽電池モジュール６２の存在を視認することができる。本実施形態では、太陽電池モジュール６２は、出隅部３５の全体（すなわち後壁部３２の上端）にまで延びているが、出隅部３５の途中まで延びてもよい。

【００５５】
＜変形例＞
上記実施形態は、本発明の様々な実施形態の一つに過ぎない。実施形態は、本発明の目的を達成できれば、設計等に応じて種々の変更が可能である。以下、実施形態の変形例を列挙する。以下に説明する変形例は、適宜組み合わせて適用可能である。
【００５６】
上記実施形態に係る走行体２は、一つの前輪と、二つの後輪からなる電動トライクであるが、本発明では、二つの前輪と一つの後輪からなる、いわゆる逆トライクであってもよい。また、オートバイ（２輪）、四輪バギー、自動車等であってもよい。
【００５７】
上記実施形態に係るコンテナ３は、開口部３３１と、開口部３３１を閉塞する透明板３３２とを備え、ディスプレイ４の表示を、透明板３３２を通して、周囲の者に見せたが、本発明では、開口部３３１からディスプレイ４の表示面４１を露出し、ディスプレイ４の表示を直接的に周囲の者に見せてもよい。また、ディスプレイ４は、コンテナ３の側壁部３３の表面に対して取り付けてもよい。側壁部３３の表面に対するディスプレイ４の取付けは、例えば、フックによる吊り下げ、接着、アーム等を介した取り付け、ねじ止め等により実現されてもよい。
【００５８】
上記実施形態に係る側壁部３３は、パネル状に形成されているが、例えば、枠状体、一対のポール、網状体（例えば、パンチングメタル、エキスバンドメタル）等で構成されてもよい。
【００５９】
上記実施形態に係る広告宣伝用走行装置１は、制御装置５を備えたが、例えば、ポータブルメディアプレイヤー、ノートＰＣ、スマートフォン等の機器を接続可能な端子を設け、必要に応じて機器を接続し、当該機器を制御装置５として使用してもよい。
【００６０】
上記実施形態に係る広告宣伝用走行装置１では、天壁部３４と後壁部３２とでなす出隅部が、側面視で曲面状に形成されていたが、天壁部３４に対して傾斜していれば、側面視で平面状であってもよいし、凹曲面状であってもよい。
【００６１】
本明細書にて、「略平行」、又は「略直交」のように「略」を伴った表現が、用いられる場合がある。例えば、「略直行」とは、実質的に「直行」であることを意味し、厳密に「直行」な状態だけでなく、数度程度の誤差を含む意味である。言い換えると「直行」と表記する場合があるが、略直行と同じ意味である。他の「略」を伴った表現についても同様である。
【００６２】
また、本明細書において「端部」及び「端」などのように、「…部」の有無で区別した表現が用いられている。例えば、「端」は物体の末の部分を意味するが、「端部」は「端」を含む一定の範囲を持つ域を意味する。端を含む一定の範囲内にある点であれば、いずれも、「端部」であるとする。他の「…部」を伴った表現についても同様である。
【符号の説明】
【００６３】
１　　広告宣伝用走行装置
２　　走行体

２１　車輪
２６　運転席
３　コンテナ
３３　側壁部
３３１　開口部
３３２　透明板
４　ディスプレイ
４１　表示面
６　給電装置
６２　太陽電池モジュール

【書類名】　特許請求の範囲
【請求項１】
　運転席を有し、複数の車輪によって前方向に走行可能な走行体と、
　前記走行体において前記運転席よりも後方の部分から起立した一対の側壁部の各々に設置され、表示面の向く方向が、前記前方向に対して直交しかつ互いに反対方向を向く一対のディスプレイと、
を備える、
広告宣伝用走行装置。
【請求項２】
　前記走行体は、三つの車輪を有しかつ駆動輪がモータ駆動である電動トライクである、
請求項１記載の広告宣伝用走行装置。
【請求項３】
　前記ディスプレイに対して給電する給電装置を更に備え、
　前記給電装置は、太陽電池モジュールを有する、
請求項１又は請求項２に記載の広告宣伝用走行装置。
【請求項４】
　前記走行体における前記運転席よりも後方の部分に搭載されると共に前記一対の側壁部を含むコンテナを更に備え、
　前記コンテナは、天壁部と後壁部とでなす出隅部が、後方にいくに従って下方向にいくように、前記天壁部に対して傾斜しており、
　前記太陽電池モジュールは、前記天壁部から前記出隅部まで延びるように取り付けられている、
請求項３記載の広告宣伝用走行装置。
【請求項５】
　前記一対の側壁部の各々は、
　　前記ディスプレイの表示面に合わせた開口部と、
　　前記開口部を閉塞する透明板と、
を有し、
　前記ディスプレイは、前記表示面が前記透明板の裏面に対向するように設置されている、
請求項１に記載の広告宣伝用走行装置。
【請求項６】
　前記ディスプレイと、前記駆動輪を駆動するモータと、に対して給電する給電装置を更に備え、
　前記給電装置は、太陽電池モジュールを有する、
請求項２記載の広告宣伝用走行装置。